2027「植木町初市」実施要領

１　開催日時：令和９年３月６日（土）～７日（日）　両日とも午前９時～午後５時

２　開催場所：熊本市植木文化センター東側「芝生公園」

３　初市開催内容（予定）

（１）園芸・樹木、飲食品、木工品、その他（約 50 小間予定）

（２）ステージイベント（町内園児、小・中学生の発表会、ダンス・演奏等）

（３）イベント広場（子供向けイベント他）

４　物産展実施要領

（１）出店基準

原則として本会会員、他の地域の商工会員、本会会員から紹介のあった事業者で食品販売においては、食品衛生法に違反しない者。**（食品販売許可証または食品臨時営業許可証を保有すること）なお、許可申請等は熊本市保健所（096-364-3188）管轄です。**

出店申し込みの方については、出店可否を実行委員会にて協議します。

応募が多数の場合、熊本市植木町商工会の会員様と昨年度の出展者様を優先させていただきます。

出展希望の方は、裏面の QR コードから申請、または申込書を郵送・メールにてご提出をお願いします。

応募が多数の場合は抽選を行い、出店料支払い用口座等のご連絡をいたします。

他の地域において、ガソリン等による事故が発生しておりますので、特に火の取り扱いに際しては、厳重に注意をすること。（危険物と判断される場合は、実行委員会において指導します。）また、多くの方が出店できるよう、申込は出店希望者一人４コマまでとし、１日のみの出店は一切認めません。

（２）出店料（１小間　テント：2.7m×3.6m、キッチンカー：5m×3m）

植木町商工会会員　10,000 円（税込み）

会員外　15,000 円（税込み）

※営業許可をお持ちでも、自前テントと違うので別途営業許可申請が必要となります。

◎申込み後、出店者を決定し、決定した方にのみ出店料の振込先をご連絡します。申込段階での出店料のお支払いは不要です。

※この度、「植木町初市」にご出展いただくにあたり、安全で円滑な運営のため、出店に関するルールの一部を見直しました。一昨年度、持ち込みテントの破損や急なキャンセルによる会場配置上の課題が発生したことを鑑み、昨年度より出店用のテントはすべて主催者である商工会にて準備・設営させていただきます。また、これに伴い、諸経費の見直しを行い、出店料を改定いたしました。

（裏面に続く）

（３） 水道について

水道は設置しますが、熱源（ガス、発電機等）はありませんので各自準備してください。

（４） 発電機の使用について

発電機の使用については、消音機能がついている発電機についても、出展者テント内に設置してください。●各自、延長コードを準備して下さい。

（５） 出店場所について

出店場所は、実行委員会で決定します。

毎回、出店場所の希望（かどを希望する。）を、実行委員会に申し出る出店者が散見されますが、**出店場所については、主催者で協議して決定しますので、ご希望については、一切受け付けません。**

- 出店要領ほか、主催者の指示に従わない場合は、その場で出店をお断りしますのでご了承ください。
- 最近は、出店品目が同じものが多いので、近隣どうし内容が重なる場合もあることをご了承ください。

５　申込に必要な書類及び申込方法

〇別添の植木町初市出店申込書に必要事項を記載のうえ、熊本市植木町商工会へ持参又は郵送して下さい。また、Google フォームにて申請、または Mail で送付可です。

（原則として、FAX での申込みは文字がつぶれてしまうため受付けません。）

なお､申込書には当日に出店者本人を確認できる自動車運転免許証の写しを貼付してください。

（免許証が無い場合は、本人の住民票(写)と顔写真を貼付）

〇出店料の納付（振込）をもって申込み完了とします。（振込先は出店枠の空きを確認後連絡します）

出店における名義貸しは一切認めません。 ⇒ 不正が発覚した場合、その場で退場をいただき、今後は一切出店を不可とさせていただきます。

６　申　込　先

〒861 - 0132　熊本市北区植木町植木４８６　熊本市植木町商工会

電話 096-272-0236

Mail　ueki@kumashoko.or.jp

QR コード↓

７　**出店申込締切：令和 8 年 12 月 22 日(火)　期限厳守**